

国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員退職手当規程

平成26年12月24日

改正

令和元年 9月11日

(目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則」第34条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の退職手当について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程」（以下「年俸制適用職員給与規程」という。）第3条第2項に定める「改正前年俸制適用職員」に適用する。

2 年俸制適用職員給与規程第3条第2項に定める「新年俸制適用職員」の退職手当については、「国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程」（以下「職員退職手当規程」という。）による。

(退職手当の原則的取扱い)

第3条 年俸制適用職員には、当該年俸制適用職員が年俸制適用職員給与規程適用前に、職員退職手当規程第8条から第11条までの規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間（以下「職員退職手当規程上の勤続期間」という。）を有している場合を除き、退職手当を支給しない。

2 前項に規定する「職員退職手当規程上の勤続期間」には、年俸制適用職員給与規程が適用されていた期間（職員退職手当規程第8条、第9条又は10条の規定により同規程上の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において年俸制適用職員給与規程及びこの規程に相当するものを適用され当該他の国立大学法人等において退職手当算定の基礎となる勤続期間に含まれないとされていた期間を含む。）は、含まないものとする。

(退職手当の特例)

第4条 職員退職手当規程上の勤続期間を有する年俸制適用職員に対する退職手当の額は、当該年俸制適用職員が年俸制適用職員給与規程（他の国立大学法人等において年俸制適用職員給与規程及びこの規程に相当するものを適用されていた者が国立大学法人電気通信大学に採用され、引き続き年俸制適用職員給与規程及びこの規程を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制適用職員給与規程に相当するものを含む。）を適用されることとなった日の前日に、当該年俸制適用職員が自己都合により退職したとみなして、職員退職手当規程を適用して得られる額とする。

2 年俸制適用職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制適用職

員給与規程及びこの規程に相当するものを適用され、当該他の国立大学法人等においてこの規程による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

(補則)

第5条 年俸制適用職員の退職手当に関して、この規程に定めのない事項については、職員退職手当規程の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。